

第106期 中間決算公告

平成22年12月20日

前橋市本町二丁目12番6号
株式会社 東和銀行
代表取締役頭取 吉永國光

中間貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	26,724	預 金	1,616,263
コ ー ル ロ ー ン	14,969	コ ー ル マ ネ ー	20,000
買 入 金 銭 債 権	170	借 用 金	4,000
商 品 有 価 証 券	29	外 国 為 替	48
有 価 証 券	463,917	そ の 他 負 債	5,930
貸 出 金	1,216,629	未 払 法 人 税 等	696
外 国 為 替	2,802	リ ー ス 債 務	527
そ の 他 資 産	5,643	資 産 除 去 債 務	292
有 形 固 定 資 産	25,654	そ の 他 の 負 債	4,413
無 形 固 定 資 産	924	賞 与 引 当 金	221
繰 延 税 金 資 産	2,994	退 職 給 付 引 当 金	12,038
支 払 承 諾 見 返	6,504	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	38
貸 倒 引 当 金	△ 13,351	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	198
投 資 損 失 引 当 金	△ 72	偶 発 損 失 引 当 金	608
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,573
		支 払 承 諾	6,504
		負 債 の 部 合 計	1,669,425
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	38,653
		資 本 剰 余 金	31,205
		資 本 準 備 金	17,500
		そ の 他 資 本 剰 余 金	13,705
		利 益 剰 余 金	6,302
		利 益 準 備 金	128
		そ の 他 利 益 剰 余 金	6,174
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,174
		自 己 株 式	△ 109
		株 主 資 本 合 計	76,053
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,687
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,368
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,055
		新 株 予 約 権	7
		純 資 産 の 部 合 計	84,115
資 産 の 部 合 計	1,753,540	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,753,540

中間損益計算書 (平成22年4月 1日から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	17,835
資 金 運 用 収 益	15,249
（うち貸出金利息）	(11,890)
（うち有価証券利息配当金）	(3,254)
役 務 取 引 等 収 益	2,064
そ の 他 業 務 収 益	267
そ の 他 経 常 収 益	253
経 常 費 用	18,826
資 金 調 達 費 用	1,071
（うち預金利息）	(955)
役 務 取 引 等 費 用	1,251
そ の 他 業 務 費 用	3,400
営 業 経 費	10,990
そ の 他 経 常 費 用	2,112
経 常 損 失	991
特 別 利 益	2,624
特 別 損 失	221
税 引 前 中 間 純 利 益	1,411
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	631
法 人 税 等 調 整 額	△ 2,320
法 人 税 等 合 計	△ 1,689
中 間 純 利 益	3,100

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15 年～50 年
その他	4 年～10 年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

- (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、それぞれ 4. (1) 及び 4. (2) の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

なお、残存価額については、零としております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価

額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 16,423 百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号）に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これにより、経常利益は 6 百万円減少し、税引前中間純利益は 219 百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による期首の資産除去債務の変動額は 289 百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 7,980 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 2,987 百万円、延滞債権額は 61,780 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権はありません。
なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 18,431 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 83,200 百万円であります。
なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 10,166 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
現金預け金 16 百万円
有価証券 62,134 百万円
その他資産 22 百万円
担保資産に対応する債務
預金 12,364 百万円
コールマネー 20,000 百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券 95,011 百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は 611 百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、110,534 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 89,337 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第 16 条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 26,766 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 4,000 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,440 百万円であります。
13. 1 株当たりの純資産額 138 円 40 銭
14. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は 9.33%であります。

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 939 百万円及び株式等償却 909 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 10 円 23 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 3 円 31 銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	54,114	55,495	1,380
	地方債	30,357	31,917	1,559
	社債	199	201	2
	その他	6,860	7,210	350
	小計	91,531	94,824	3,292
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	7,000	6,277	△722
	小計	7,000	6,277	△722
合計		98,531	101,101	2,570

(注) 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成22年9月30日現在）

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（中間貸借対照表計上額 子会社・子法人等株式 7,980 百万円 関連法人等株式一百万円）は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

3. その他有価証券（平成22年9月30日現在）

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,428	3,804	1,623
	債券	275,849	265,222	10,627
	国債	172,905	165,806	7,098
	地方債	43,267	40,945	2,322
	社債	59,675	58,469	1,206
	その他	40,454	39,856	598
	小計	321,732	308,882	12,849
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,714	6,851	△1,136
	債券	3,275	3,300	△24
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,275	3,300	△24
	その他	22,296	23,402	△1,106
	小計	31,287	33,554	△2,267
合計		353,019	342,437	10,582

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	4,277
その他	108
合計	4,386

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、909百万円(時価のある株式891百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式18百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間会計期間末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、中間会計期間末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価のないものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しております。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

子会社株式	14,723	百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	10,263	
有価証券償却	6,591	
退職給与引当金損金算入限度超過額	4,866	
その他有価証券評価差額金	843	
固定資産減損損失	664	
減価償却費損金算入限度超過額	570	
その他	<u>2,199</u>	
繰延税金資産小計	40,722	
評価性引当額	<u>△ 32,803</u>	
繰延税金資産合計	7,919	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	4,895	
その他	<u>29</u>	
繰延税金負債合計	4,924	
繰延税金資産の純額	<u>2,994</u>	百万円

第106期 中間決算公告

平成22年12月20日

前橋市本町二丁目12番6号
株式会社 東和銀行
 代表取締役頭取 吉永國光

中間連結貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	26,775	預 金	1,610,644
コールローン及び買入手形	14,969	コールマネー及び売渡手形	20,000
買 入 金 銭 債 権	170	借 用 金	4,280
商 品 有 価 証 券	29	外 国 為 替	48
有 価 証 券	457,071	そ の 他 負 債	8,491
貸 出 金	1,213,636	賞 与 引 当 金	235
外 国 為 替	2,802	退 職 給 付 引 当 金	12,122
そ の 他 資 産	14,993	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	47
有 形 固 定 資 産	26,203	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	198
無 形 固 定 資 産	938	偶 発 損 失 引 当 金	608
繰 延 税 金 資 産	2,819	繰 延 税 金 負 債	18
支 払 承 諾 見 返	6,504	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,573
貸 倒 引 当 金	△ 16,071	支 払 承 諾	6,504
		負 債 の 部 合 計	1,666,773
		(純資産の部)	
		資 本 金	38,653
		資 本 剰 余 金	31,205
		利 益 剰 余 金	6,221
		自 己 株 式	△ 109
		株 主 資 本 合 計	75,971
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,663
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,368
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	8,031
		新 株 予 約 権	7
		少 数 株 主 持 分	59
		純 資 産 の 部 合 計	84,069
資 産 の 部 合 計	1,750,843	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,750,843

中間連結損益計算書

(平成22年4月 1日から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		19,963
資 金 運 用 収 益	15,263	
(うち貸出金利息)	(11,897)	
(うち有価証券利息配当金)	(3,261)	
役 務 取 引 等 収 益	2,335	
そ の 他 業 務 収 益	267	
そ の 他 経 常 収 益	2,097	
経 常 費 用		21,074
資 金 調 達 費 用	1,068	
(うち預金利息)	(954)	
役 務 取 引 等 費 用	1,245	
そ の 他 業 務 費 用	3,400	
営 業 経 費	11,261	
そ の 他 経 常 費 用	4,098	
経 常 損 失		1,111
特 別 利 益		2,877
特 別 損 失		221
税金等調整前中間純利益		1,545
法人税、住民税及び事業税		636
法人税等調整額		△ 2,354
法人税等合計		△ 1,718
少数株主損益調整前中間純利益		3,263
少 数 株 主 利 益		12
中 間 純 利 益		3,251

中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 6社
会社名
東和ビジネス株式会社
東和オフィス株式会社
東和フェニックス株式会社
東和信用保証株式会社
東和カード株式会社
東和銀リース株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 6社

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～50年

その他 4年～10年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、それぞれ(4)①及び(4)②の方法により償却しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能

見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,777百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法による損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債はありません。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、

通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行では、貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてリスク管理しております。これについてのヘッジ会計の方法は「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、繰延ヘッジによる会計処理であります。

また、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産については金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等ではヘッジ会計は該当ありません。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計年度の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）

当中間連結会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これにより、経常利益は 6 百万円減少し、税金等調整前中間純利益は 219 百万円減少しております。また、当会計基準等の運用開始による期首の資産除去債務の変動額は 289 百万円であります。

表示方法の変更

（中間連結損益計算書関係）

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 41 号平成 22 年 9 月 21 日）により改正された「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は3,238百万円、延滞債権額は67,305百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は18,439百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は88,982百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は10,166百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	16百万円
有価証券	62,134百万円
その他資産	22百万円

担保資産に対応する債務

預金	12,364百万円
コールマネー	20,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券95,011百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は636百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、112,029百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが89,337百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社並びに子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年 3 月31日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月31日公布政令第119号）第 2 条第 4 号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、奥行価格補正による補正等合理的な調整を行って算出。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 27,288 百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入 4,000 百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,440 百万円であります。
12. 1 株当たりの純資産額 138 円 05 銭
13. 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準）は 9.35% であります。

（中間連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 1,349 百万円及び株式等償却 909 百万円を含んでおります。
2. 1 株当たり中間純利益金額 10 円 73 銭
3. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額 3 円 47 銭

（金融商品関係）

○金融商品の時価等に関する事項

平成 22 年 9 月 30 日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注 2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	26,775	26,775	—
(2) コールローン及び買入手形	14,969	14,969	—
(3) 有価証券	452,643	455,214	2,570
満期保有目的の債券	99,531	102,102	2,570
その他有価証券	353,112	353,112	—
(4) 貸出金	1,213,636		
貸倒引当金（*1）	△15,770		
	1,197,866	1,215,398	17,532
資産計	1,692,255	1,712,358	20,102
(1) 預金	1,610,644	1,612,990	2,346
(2) コールマネー及び売渡手形	20,000	20,000	—
負債計	1,630,644	1,632,990	2,346

(※ 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)(*2)	4,318
②出資証券(*3)	108
合 計	4,427

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当中間連結会計年度において、非上場株式について18百万円減損処理を行なっております。
- (*3) 時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されており、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	55,114	56,495	1,381
	地方債	30,357	31,917	1,559
	社債	199	201	2
	その他	6,860	7,210	350
	小計	92,531	95,824	3,292
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	7,000	6,277	△722
	小計	7,000	6,277	△722
合計		99,531	102,102	2,570

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	5,480	3,811	1,669
	債券	275,849	265,222	10,627
	国債	172,905	165,806	7,098
	地方債	43,267	40,945	2,322
	社債	59,675	58,469	1,206
	その他	40,454	39,856	598
	小計	321,784	308,889	12,895
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,755	6,895	△1,140
	債券	3,275	3,300	△24
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	3,275	3,300	△24
	その他	22,296	23,402	△1,106
	小計	31,327	33,598	△2,270
合計		353,112	342,487	10,624

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、909百万円(時価のある株式891百万円、時価を把握することが極めて困難と認められる株式18百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて50%以上下落した銘柄は全て減損処理、中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄は回復可能性なしと判断したものを減損処理、時価を把握することが極めて困難と認められるものは発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 7百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成 22 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の社外取締役を除く取締役 3 名 当行執行役員 8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注) 1	当行普通株式 650,200 株
付与日	平成 22 年 8 月 3 日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	自平成 22 年 8 月 4 日 至平成 47 年 8 月 3 日
権利行使価格 (注) 2	1 円
付与日における公正な評価単価 (注) 2	64.77 円

- (注) 1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1 株あたりに換算して記載しております。